

青梅市子ども・子育て会議

青梅市こども計画素案検討資料
(令和6年7月1日)

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

本市は「**青梅市子ども基本条例**」を令和7年3月に制定しました。

この条例は、国際連合が定める「**子どもの権利条約**」と我が国の「**こども基本法**」の精神にのっとり、こどもがあらゆる差別を受けず、最善の利益が確保され、生命・生存・発達への権利およびこどもの自由な意見と社会参加が尊重される「こどもまんなか社会」への取り組みを進め、加えてこども自身がその権利を理解し自己を大切に人生に幸福を求め、世界平和や地域の持続可能な発展を志向する成人に成長するための教育と保護に努めていくための取り組みを定めたものです。

全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく「こどもがまんなかのまちづくり」の実現に向け、未来を担う青梅市に関わる全てのこどもたちの幸福な成長と自己実現を願い、制定されました。

本計画の基本方針は、この条例の理念である、「●●●●」という考え方を踏まえて、こども基本法の第3条のこども施策の基本理念、およびこども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた「**こども大綱**」を勘案し、**第7次青梅市総合長期計画**のまちづくりの基本方向「2 こども・若者・教育・子育て」における10年後の市の目指す姿として掲げる、

○全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく地域社会が実現しています。

○こどもや若者たちが未来に希望を持ち、その実現に向けて、生きる力を身につけながら前向きに取り組むことを学校や地域ぐるみで応援しています。

○多様な生き方が尊重される中で、家族や地域、職場や行政など、多くの理

解と協力のもとで子育てをしています。

の3つの目標を総称する言葉として、

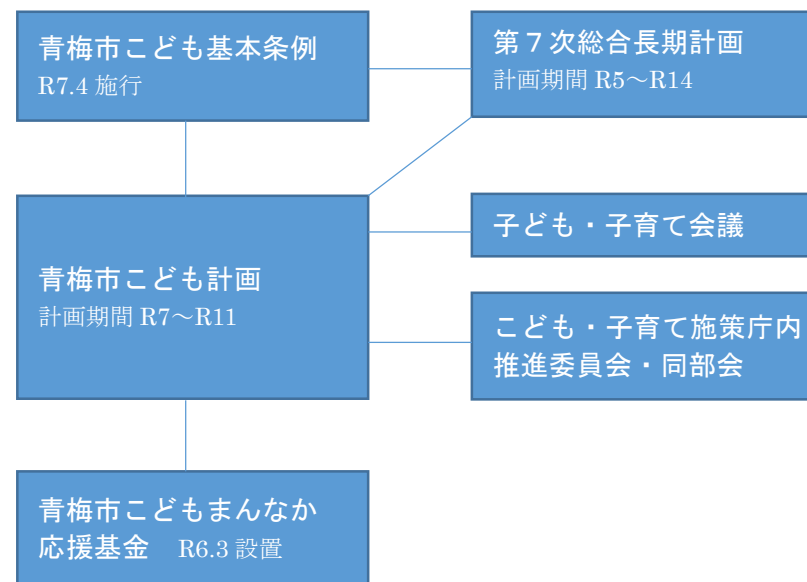
「こどもがまんなかのまちづくり」を本計画の基本方針とします。

なお、本計画に記載する具体的な取組を実現するための財源として、令和6年3月に設置した「**青梅市こどもまんなか応援基金**」を活用することとし、計画を滞りなく推進していきます。

【基本方針】

こどもがまんなかのまちづくり

計画推進の体系



青梅市総合長期計画〔10年後の市の目指す姿〕

- 全てのこどもが誰一人取り残されことなく、将来への希望を持って健やかに育っていく地域社会が実現しています。
- こどもや若者たちが未来に希望を持ち、その実現に向けて、生きる力を身につけながら前向きに取り組むことを学校や地域ぐるみで応援しています。
- 多様な生き方が尊重される中で、家族や地域、職場や行政など、多くの理解と協力のもとで子育てをしています。

こども基本法第3条〔こども施策の基本理念〕

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること
その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

2 計画の目指すところ

本計画の基本方針「こどもがまんなかのまちづくり」を踏まえ、計画の目指すところとして、

- (1) 子育て・子育てを支援します
年齢を問わず全てのこどもの福祉を実現する
 - (2) こどもの将来にわたるウェルビーイングを実現します
年齢に応じた支援の充実を目指す
 - (3) 保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保します
子育て当事者への支援の充実を目指す
- の3つを大きな目標とします。

(1) 子育て・子育てを支援します

本市では、こどもたちが社会の一員として、その人権を家庭、地域、学校、社会のあらゆる場で尊重されるよう、児童の権利に関する条約についての啓発を行うとともに、こどもがまちづくりに参加できる機会を設け、思春期の自立に向けての様々な悩みを受け止められる体制の整備を進めてきました。

また、親が子育てで孤立し、児童虐待等に陥ることを事前に防ぐような相談・支援体制や、こどもたち自身が人権意識を持ち、暴力から自分を守るための知識や技能を持てるようにする取組を進めてきました。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

そのため、こども・若者の権利の意識の醸成に向けて、啓発をしていきます。さらに、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが求められており、若者が自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保していきます。

●目標事業

(2) こどもの将来にわたるウェルビーイングを実現します

■ 誕生前から幼児期まで

本市では、こどもの健康の維持を図るとともに、安心して子育てができるよう小児の保健・医療体制の充実を図ってきました。引き続き、妊娠・出産から安心して子育てができるよう、周産期に求められる様々なニーズに対して、切れ目ない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制により、産前産後の支援の充実と体制強化とともに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進めていきます。

●目標事業

■ 学童期・思春期

本市では、「生きる力」を育む教育改革が進められており、「楽しい、わかる」授業の取組や様々な体験教育が進められるとともに、「いじめ」や「不登校」などに対する取組も図られています。

中高生のアンケート調査では、自分に自信があると思うこどもは、約5割程度となっており一方、自分に自信がないこどももいます。こどもの健全な育成を進めるためには、自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育てるため、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達に程度等に応じて身に付けることができるよう支援していきます。

●目標事業

■ 青年期

中高生アンケート調査では、理想的には、「大学まで」行きたいの割合が6割を超え最も高くなっていますが、現実には理想より低くなっています。若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を確保できるよう、高等教育段階の修学支援をしていきます。

また、若者の就職活動段階において、マッチングの向上等を図ることや、結婚を希望する方への支援として、出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させていきます。

●目標事業

(3) 保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保します

本市では、子育て支援のための経済的負担軽減、地域ネットワークによる子育て・家庭教育支援、共働き家庭のワーク・ライフ・バランスの推進、ひとり親家庭への支援、子育て情報提供の充実、安全な外出環境の整備を進めています。

アンケート調査では、進学費用の支援、緊急時の預け先確保、職場の理解・協力、情報提供の充実、こどもの安全確保が重要とされています。

今後も、サービス利用の必要性がある保護者がサービスを必要なときに利用できるよう、情報提供を進めるとともに、利用しやすい環境づくりを進めていきます。

●目標事業

3 計画の構成

〔基本方針〕

〔基本目標〕

〔施策〕

〔施策の展開〕

1 子育て・子育てを支援します

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有および権利の保障
- (2) 多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所の創設
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ①こども基本法の周知
②こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等
- ①遊びや体験活動の推進 ②生活習慣の形成・定着 ③こどもまんなかまちづくり等
- ①相談支援、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
- ①教育の支援 ②生活の安定に資するための支援
③保護者の就労支援 ④経済的支援
- ①地域における支援体制の強化 ②インクルージョン（社会的包摂）の推進
③特別支援教育等
- ①児童虐待防止対策等の更なる強化 ②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
③ヤングケアラーへの支援
- ①こども・若者の自殺対策
②インターネット利用環境の整備、ネット・リテラシーの普及・啓発
③性犯罪・性暴力対策等

2 こどもの将来にわたるウェルビーイングを実現します

誕生前から
幼児期まで

学童期・思春期

青年期

- (1) 母子の健康支援
- (2) 親子の成長と交流の場の支援
- (3) 教育・保育サービスの充実
- (1) 教育環境の充実
- (2) 豊かな心と体づくり
- (3) 安心して学ぶことのできる環境づくり
- (1) 就学・就労支援の充実
- (2) 結婚を希望する方への支援

- ①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- ①こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ①市民のニーズに即した教育・保育サービスの適正な見込みと確保策の推進
- ①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の提供等
②こども・若者の視点に立った居場所づくり ③地域社会と連携した教育体制の整備
- ①小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
②成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ①不登校のこどもへの支援・校則の見直し ②体罰や不適切な指導の防止
③高校中退の予防、高校中退後の支援
- ①高等教育の修学支援、高等教育の充実 ②就労支援、雇用と経済的基盤の安定の取組
- ①悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保します

- (1) 妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援
- (5) 子育て情報提供の充実
- (6) 安心して外出できる環境の整備

- ①幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減 ②少子化対策に関する取組
- ①一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッター等の充実
②訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及
- ①育児休業制度の強化、長時間労働の是正や働き方改革の促進
②男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生への充実
③男性の育児休業が当たり前になる社会の実現
- ①児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施
②こどもに届く生活・学習支援の推進 ③安全・安心な親子の交流の推進
④養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化
- ①子育てに関する情報の提供体制の強化
②プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化
- ①犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備